

涌谷町

## 農業委員会だより

## 農業と観光を結ぶ 注目集める笠岳山



笠岳観光センターから一望できる田園風景  
初夏の時期には稻と麦の美しいコントラストが

奥州三十三靈場第九番札所として有名な笠峯寺を中心とした笠岳山。情報誌などに取り上げられ、再び注目されつつあります。芋煮・BBQなどを楽しめる石仏広場や力タクリ・水芭蕉の群生地のほか、山頂から一望する田園風景や観光栗園など涌谷町の自然と農業を感じることができます。



150本の栗林の下で約40頭の羊がのびのびと育っている

三年前から笠岳山にある観光栗園で羊（サホーク種）の放牧を行つてゐる駒米宏一郎さん。例年八月下旬から九月末まで完全無農薬の栗拾いを開いています。羊を間近にしての栗拾いは好評を博し、昨年は約二千人が来場したということです。今後は羊の数を増やすとともに来場者のための環境整備やイベントの企画を手掛けたいと語られました。

なお、今年の開園は九月三日頃を予定しているとのことです。

## 主な内容

笠岳山と観光栗園	1	認定農業者・新規就農者ガンバってます！/農業委員会法改正	5
会長あいさつ / 農業委員の退任・選任 / 事務所移転	2	生活環境部会報告 / 全国農業新聞のご案内	6
先進地視察研修 / 農地の賃借料情報	3	農業委員会からのおしらせ / 農業者年金のご案内	7
認定農業者との意見交換会 / 農地パトロール	4	農地中間管理機構のご案内 / 編集後記	8

# 会長のあいさつ



涌谷町農業委員会  
会長  
畠 岡 茂

の発生防止と解消②担い手への農地の利用集積③新規就農や新規参入の促進です。

四月より農業委員会はJAみどりの涌谷営農センターから役場本庁舎一階に移転となりました。急なことで町民の皆様や関係者の方々に御迷惑をおかけしました面がありましたら、紙面を借りてお詫び申し上げます。今後とも町行政と農政の一体化を深めるよう努めて参ります。

県内では同じ頃、大崎管内の加美町をはじめ三町で新しい法律による農業委員会が発足しております。同時に農地利用最適化推進員も委嘱されております。新法の主眼は「農地利用の最適化」です。その内容は①遊休農地

涌谷町では来年七月に新農業委員会が発足の予定です。この時、涌谷町は例外規程により「最適化推進員を置かなくても良い町」の一つに数えられています。これは新法の目的①、②がいずれも基準に達していると認められているからです。このことは一重に町内農家の皆さんのがんばりと先輩農業委員各位のご努力の賜です。このことをしつかり認識し、新しい涌谷町農業委員会誕生の素地を年末までに整えて参ります。



## 農業委員の 退任・選任のおしらせ

町議会議員の改選に伴い、平成28年1月8日をもって町議会より推薦されております農業委員に異動がございましたので、お知らせいたします。

前任

門田

善則

委員

新任

大友

啓一

委員

また、平成27年12月31日付けで佐々木みさ子委員が退任されましたことを合わせてお知らせいたします。



大友 啓一  
小里区  
選任・町議会  
☎45-2480

本年、一月から町議会より推薦を受け、農業委員の一員となり早くも七ヶ月を経過し、改めて委員会活動の重要さを感じております。昨今、農業情勢は様々な問題が山積しており、農家は大変な不安を抱えている中、農地をいかに有効活用し農業所得に結びつけていくのか問われています。

これから農業振興発展と、担い手不足を解消する環境整備が急務と考えております。今後も諸先輩の皆様の御指導を頂きながら努力して参りますので、どう宜しくお願い致します。

## 宮城県農業委員会だよりコンクールで優良賞を受賞いたしました

宮城県農業会議主催の平成27年度農業委員会だよりコンクールにおいて、当委員会が優良賞を受賞いたしました。

今後も読みやすく、分かりやすく、親しみやすい紙面を目指して広報編集委員一同励んで参ります。

## 農業委員会事務局を 移転いたしました

平成28年4月1日より次のとおり事務局を移転いたしましたので、お知らせいたします。

移転先

〒987-0192 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153 番地 2

(涌谷町役場 本庁舎 1階)

電話番号 0229-43-2120

ファックス番号 0229-42-3313

# ～先進地視察研修～



伊藤代表理事（左から2番目）に  
案内いただいたふきのとう畑

（農）一心きらきらファームは集落営農から法人化し、13人の構成員で運営されています。代表理事である伊藤正明氏より発足までの経緯と現在の経営について伺い、ほ場を見学しました。主な作物は水稻（約40ha）であり、年間収入・就労の確保のため小さくやふきのとうといった。

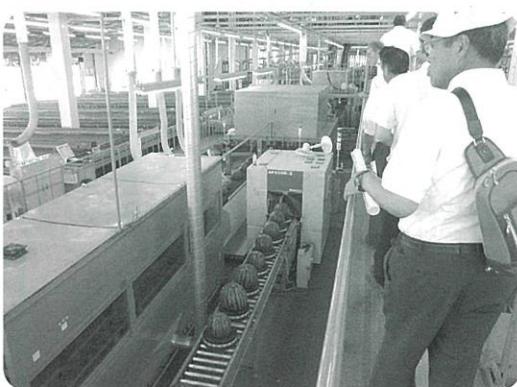
当委員会では7月11日に集落営農の法人化事例として山形県酒田市の（農）一心きらきらファームを、翌12日に友好交流協定を締結している大石田町を視察研修してまいりました。

二日目は大石田町農業委員会委員の方々と意見交換会を開催いたしました。三年前の友好交流協定締結以降、各分

ユニークな作物も栽培しています。また、市認証の玄米やもちなどの農産加工も手がけられていました。女性も含めた主担当・副担当が作物ごとにおり、毎月の定例会で生育状況や経営管理について綿密な打ち合わせをしているとのことです。



向かい合わせで座る両農業委員



特別に稼働していただいた特産であるスイカの選果場

野で交流を図つてきましたが、農業委員会の交流は今回が初めての試みでした。お互いの町の農業や委員会活動を紹介し、特に気になつた独自の取組について質疑を交わしました。その後、木村すいか生産部会長のご案内で大石田町の特産品の一つであるスイカの選果場を視察いたしております。

今回の意見交換会は基幹産業である農業の振興において、双方にとって貴重な場となりました。今後更に交流を深められるよう努めてまいりたいと思います。

## 涌谷町賃借料情報

田畠	締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
	西地区	11,300円	18,000円	4,000円	360筆
畠	東地区	12,800円	17,000円	5,000円	150筆
	笠岳地区	13,500円	20,000円	5,000円	621筆
畠	締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
	涌谷町平均	4,500円	8,000円	2,000円	6筆

\*データ数は集計に用いた筆数です。 \*金額は筆出結果を四捨五入し100円単位としています。

## 活動レポート

# ～認定農業者との意見交換会～

昨年12月18日に涌谷町認定農業委員と認定農業者との意見交換会を開催いたしました。約27人が参加し、事前アンケートで特に関心の高かった扱い手対策と農地の利用集積の二つを主な議題として議論いたしました。

まず扱い手対策については、法人化を実践している方々から経験に基づき、「後継者に思い切って経営の一切を任せること」、「地域窓口になつてもらう」、「地域に仲間がないと労働負担やストレスが大きい」といった意見が上がりました。それを受け、提案されたのが『若い農業者の交流会の開催』でした。「忙しい中でも後継者や新規就農者は様々な構想を持っている。それを吸い上げるような場をつくりたい」との意見に多くの賛同の声が上がりました。



認定農業者連絡協議会の佐々木隆義会長を議長に活発な意見の交換が行われた

は、法人化を実践している方々から経験に基づき、「後継者に思い切って経営の一切を任せること」、「地域窓口になつてもらう」、「地域に仲間がないと労働負担やストレスが大きい」といった意見が上がりました。それを受け、提案されたのが『若い農業者の交流会の開催』でした。「忙しい中でも後継者や新規就農者は様々な構想を持っている。それを吸い上げるような場をつくりたい」との意見に多くの賛同の声が上がりました。

昨年12月18日に涌谷町認定農業委員と認定農業者との意見交換会を開催いたしました。約27人が参加し、事前アンケートで特に関心の高かった扱い手対策と農地の利用集積の二つを主な議題として議論いたしました。

昨年12月18日に涌谷町認定農業委員と認定農業者との意見交換会を開催いたしました。約27人が参加し、事前アンケートで特に関心の高かった扱い手対策と農地の利用集積の二つを主な議題として議論いたしました。

は地域の合意と扱い手の確保が課題となつてゐるため、話し合いの場の形成が重要となることで各地域の抱えている課題について意見を交わしました。その他、水稻に適さない田の利用について、斜面の農地で飼料用作物を栽培する、大規模な畑作へ転換するといった案も上がりました。

六年ぶりの開催となつた今回のお意見交換会では、各地域家庭の抱える懸念事項について改めて伺うことができました。これらの解消に向けて、当会一丸となつて進んでいきたいと思います。

許可なく転用した場合や事業計画どおりに転用していない場合は、工事の中止や原状回復等の命令がなさる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。罰則：3年以下の懲役または30万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金

8月1日から9月9日まで管内全域の農地について、適切に利用されているか調査いたします。調査後は結果を踏まえて、遊休農地の解消や違反転用の防止に取り組みます。

## 農地の転用は許可制です

食料供給の基盤である優良農地の確保のため、農地の転用（宅地や太陽光発電施設用地など耕作以外の目的で利用すること）は許可制となっています。

法的措置の主な流れ  
（農地法第32条～44条）  
①農地パトロールで遊休農地等と判断された農地の耕作者に対して、法的措置の主な流れがとられます。

②農地中間管理機構に貸し付ける・農地中間管理機関により受け手を探してもらうなど  
③6ヶ月が経つても本人が①の意向通りに対応していない場合や①の調査に回答しない場合、農業振興地域内にある遊休農地については農地中間管理機関と協議するよう勧告いたします。（勧告が行われると固定資産税が上がります）

④勧告後、2ヶ月が経つても協議が整わない場合、県知事の裁定・公告により、農地中間管理機関が農地中間管理権を取得することができます。

## 農地パトロール（利用状況調査）を実施いたします！



昨年の調査の様子

Q. 課税強化だけで、奨励措置はないのですか？

A. 農地中間管理機関への貸付について固定資産税軽減への特例が設けられました。

※詳細については農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。





旧迫川右岸土地改良区にて  
【Enzan Environment Moriori Team】

境まもり隊、猪短保全会広域協定の6団体が実施している農道等への花の植栽を視察いたしました。どの地域でも会員の方々により、美しい景観が作られていました。

また、農業委員であるEnzan環境まもり隊の大友 利明 営委員長より、発足のあらまし、活動の詳細や近年の動きについて説明いただきました。Enzan環境まもり隊では平成24年度に草刈作業の軽減・病害虫発生の抑



【Enzan Environment Moriori Team】

国道346号線を登米市に向かって走ると左手に見える芝桜の見頃は4月下旬から5月上旬

制のために、永年作物の芝桜5,600本を植栽し、平成25年度には4,000本、平成26年度には2,000本を更に植えています。多面的機能支払制度は植栽以外でも非常に多岐に渡る活動を支援するものなので、有効に活用していくことが求められます。

農道や畦畔に植えられた花等をお見かけの際は、自然環境の保全という農村機能を維持するため国・県・町・地域が一丸となつて取り組んでいることを感じていただければと思います。

## 多面的機能支払制度とは？

農業・農村には、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な働き（多面的機能）があります。多面的機能が適切に発揮されるよう、国・県・町が連携し、交付金により地域の共同活動を支援しています。

交付金は、地域で話し合い、組織づくりや計画づくりを行い、それぞれの地域にあった取組に活用でき、活動参加者の日当や、必要な資材の購入費等に充てていただけます。

### ①農地維持支払

#### 活動組織

農業者のみの活動組織、または農業者と地域住民などの活動組織

#### 支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

### ②資源向上支払

#### 活動組織

農業者と地域住民などの活動組織

#### 支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成、ビオトープづくり 等



【下小塚環境保全協議会】  
県道61号線沿いにあるサルビアなどの花壇

## 全国農業新聞

～農政の動きを  
週間でお届けします！～

農業者の立場に立って編集・発行している  
“農家のための情報紙”です！

農業・農政が大きな変革の局面を迎えており、農業政策やさまざまな仕組みについてわかりやすく解説しています。また、東北版・みやぎ版では地域の担当手や独自の取り組みなどを紹介しています。

●毎週金曜日発行 ●購買料：月額700円（税込み）

購買をご希望の方、見本紙をご希望の方は涌谷町農業委員会事務局へお申ください。

# 農業委員会からのお知らせ

## こんなときは農業委員会へ！

- ・農地を売りたい、貸したい。
- ・農地に建物を建てたい。
- ・認定農業者になりたい。
- ・田を畠として利用するために盛土したい。
- ・農地を山林等に地目変更したい。
- など

農業委員または農業委員会事務局にご相談ください！

(委員敬称略)

浅野 邦夫（吉住区）	白幡 利政（大谷地区）	大友 清一（長根区）	高成 貴治（2の1区）
日野 善勝（下町区）	大友 啓一（小里区）	佐藤 謙次郎（大谷地区）	上野 晴道（1区）
及川 ふじ子（大谷地区）	渋谷 ミホ（9の3区）	高橋 均（脇区）	大友 利明（小里区）
黒澤 長一（吉住区）	手嶋 一郎（11区）	齋藤 栄子（太田区）	畠岡 茂（岸ヶ森区）

## 農家相談

(委員敬称略)

毎月5日頃に農家相談を開催しております。

場所：8～1月 涌谷町役場 本庁舎 1階 まちづくり会議室 時間：9時00分～10時30分  
2～3月 涌谷町役場 西庁舎 1階 第1会議室 時間：9時00分～10時30分

平成28年9月5日（月）

担当：高橋 均、大友 利明、黒澤 長一

平成28年10月5日（水）

担当：手嶋 一郎、齋藤 栄子、浅野 邦夫

平成28年11月8日（火）

担当：白幡 利政、大友 清一、高成 貴治

平成28年12月5日（月）

担当：日野 善勝、大友 啓一、佐藤 謙次郎

平成29年1月5日（木）

担当：上野 晴道、及川 ふじ子、渋谷 ミホ

平成29年2月6日（月）

担当：高橋 均、大友 利明、黒澤 長一

平成29年3月6日（月）

担当：手嶋 一郎、齋藤 栄子、浅野 邦夫

## 農業者年金

～農家の方にたくさんの  
メリットがあります～

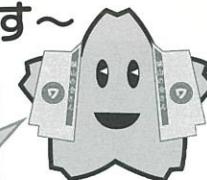
国民年金第1号  
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上  
農業に従事

60歳未満

の方なら誰でも  
加入できます！



農業者年金額の試算は次のとおりです！

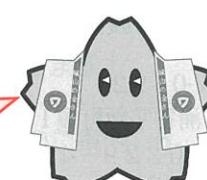
認定農業者・青色申告者などの要件を満たす方

加入年齢	納付期間	性別	政策支援を受けて加入の場合		政策支援を受けて加入の場合	
			保険料負担額	農業者年金額（年額）	保険料負担額	農業者年金額（年額）
20歳	40年	男性	960万円	81万円	744万円	83万円
		女性		69万円		69万円
30歳	30年	男性	720万円	54万円	588万円	55万円
		女性		46万円		46万円
40歳	20年	男性	480万円	32万円	※保険料月額 20,000円 運用利回り 2.50% 予定利率 0.75% の場合の試算（概算）です。	
		女性		27万円		
50歳	10年	男性	240万円	14万円		
		女性		12万円		

公的な年金なので税制面でも優遇措置があります！

①保険料の金額（1人当たり最大80万4千円）が所得税・住民税の社会保険料控除の対象

②年金は公的年金等控除の対象（65歳以上であれば、公的年金等の合計金額が120万円までは全額非課税）



## 農業委員会だより 編集後記

今年の水稻も出穂を迎え、収穫が大いに期待される時節となっていました。

現在農業を取り巻く環境は大変困難を要しており、特に高齢化・担い手不足など深刻な問題も増しております。今回の農協・農業委員会法等の改正を受け、今後どのように農業・農村地域を守るかを考えていかねばなりません。消費者が求める安心・安全でおいしい米を提供できる農家であります。

(編集委員長 日野 善勝)

### 編集委員

委員長	日野 善勝
副委員長	高橋 均
委員	上野 晴道
委員	及川 ふじ子
委員	渋谷 ミホ
委員	大友 利明
委員	黒澤 長一
委員	斎藤 栄子

### 涌谷町農業委員会だより

#### 第 12 号

平成28年8月15日

編集：涌谷町農業委員会

〒987-0192

涌谷町涌谷字新町裏153番地2

TEL: 0229-43-2120

FAX: 0229-42-3313

## 農地の貸し借りの新しい仕組み！ 農地中間管理事業を活用しましよう

### 農地を貸したい人(出し手)

#### 機構へ 貸付け

市町村、農業委員会  
又はJA等へ相談

### 農地中間管理機構

- ①農地を借受け
- ②必要な場合は、簡易な条件整備等を実施
- ③担い手の農地集積に配慮し貸付け

#### 機構から 借受け

農用地利用配分計画案  
(市町村作成)

### 農地を借りたい人(受け手)

### 機構集積協力金

経営転換・リタイアする場合の支援  
**「経営転換協力金」**

#### ①交付対象者

「経営転換する農業者」  
※例：田はすべて機械に貸し付けて稲作をやめて、畑は自作する  
「リタイアする農業者」  
「農地の相続人」

#### ②交付要件

・全農地を10年以上機械に貸し付け、かつ、  
・当該農地が機械から受け手に貸し付けられること

#### ③交付単価

3万円/戸/10ha  
受取額上限は1戸当たり70万円。ただし、対象農地が2ha以下の場合は50万円。新規集積農地面積を対象に交付します。

集積・契約に協力する場合の支援  
**「耕作者集積協力金」**

地域に対する支援  
**「地域集積協力金」**

があります。

## 『新規集積農地面積』 (担い手に新たに集積される農地) とは？

- ① 少なくとも過去に1年間、以下の者が耕作していない農地である。

- ・認定農業者
- ・認定新規就農者
- ・基本構想水準到達者
- ・集落営農経営

- ② ①の内、機械から以下の者に転貸された農地である。

- ・認定農業者
- ・認定新規就農者
- ・基本構想水準到達者

**新規集積農地面積となります**

### 平成28年度の運用スケジュール

参 考 者	出し手の貸付申出 (本人⇒市町村等)	H28年 4月初旬	5月初旬	6月初旬	7月初旬	8月初旬	9月初旬	10月初旬	11月初旬
	出し手から機械への 貸付手続き完了 (集積計画の公告)	H28年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29年 1月
	機械から受け手への 借受(転貸)手続き完了 (配分計画の許可・公告)	H28年 8月	9月	10月	11月	12月	H29年 1月	2月	3月
	個人タイプ (経営転換協力金) (耕作者集積協力金)	H28年度 県交付基準の適用期間						H29年度の 機械集積協力金 の対象	
	地方タイプ (地域集積協力金)	H28年度 県交付基準の適用期間							

○平成29年度の交付単価等は変更となる可能性があります。

○要件を満たさなくなった場合は、交付された金額の返還を求められることがあります。

○その他要件もありますので、詳細は農業委員会、JAみどりの涌谷営農センターにお問い合わせください。